

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の第二期中期目標期間積立金繰越の承認の考え方について

地方独立行政法人法第40条

- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

次期中期目標期間への繰越承認の基本的考え方

以下のいずれかの要件に合致する場合において繰越を承認する。

- ① 自己収入により生じた利益の額
- ② 運営費交付金債務を収益化した臨時利益の額
- ③ 会計上の剰余金として繰越が必要なもの

第二期中期目標期間における剰余金総額
269百万円

次期中期目標達成のため繰越が必要なもの(経営努力認定したもの)

- ・自己収入により生じた利益の額 93百万円
- ・運営費交付金債務を収益化した臨時利益の額 0.2百万円

会計上の剰余金として繰越が必要な額を含む

- ・固定資産の未償却額等 78百万円

運営費交付金に基づく利益

- ・平成25年度～平成28年度の累計98百万円

①②により次期繰越を承認

③により次期繰越を承認

市へ納付

次期繰越承認額
171百万円

市納付額
98百万円